

裁 決

審査請求人 [REDACTED]

審査請求人代理人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長

○ 審査請求人（以下「請求人」という。）が令和3年6月25日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対して行った、生活保護法第63条の規定による費用返還命令（令和■年■月■日付け [REDACTED] で通知したもの）を取り消す。

事案の概要

○ 本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、返還すべき金額を5,666,136円とする法第63条の規定による費用返還命令（令和■年■月■日付け [REDACTED] （以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

（2）請求の理由

詳細は別途主張する。

2 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

「請求人の請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 本件処分に至る経緯

ア 令和2年4月14日、近所の住民からの救急通報により、請求人が室内で倒れているところを発見され、████████へ救急搬送となり████████と診断された。同日20時4分、市役所閉庁時間に病院の相談員より保護依頼のFAXが送られた。

翌日、相談員より詳細説明についての電話連絡があり、搬送時後期高齢者医療被保険者証を持っていたため身元は判明しているものの、所持金はなく、本人と意思疎通が取れないと親族の存在も不明とのことから、医療費の支払いができない恐れがあるため保護依頼がなされた。

イ 令和2年4月17日、調査員が病院を訪問し請求人と面談を行った。請求人はICUに入院中であったため、本人の申請意思の確認を試みるも、調査員の呼びかけに対して一度瞬きをすることはあったが、寝たきりの状態のまま動いたり、言葉を発したりすることはできず、申請意思の確認は不可能であった。

その後戸籍を調査したところ、令和2年4月20日の時点で本人戸籍には母親のみの記載であり、父親は空欄、本人は離婚歴があることが判明した。また、マイナンバーシステムにより日本年金機構へ照会を行ったところ、請求人は月額147,748円の老齢基礎・厚生年金を受給中であることが判明したため、令和2年4月21日に請求人の入院先である████████の相談員へ相談したところ、「請求人の病状は変わっておらず、回復の期待はできないと思われる。預貯金を動かせる人がいない状況であれば、病院としては保護依頼をお願いするしかない。」との返答がなされた。

ウ 調査内容をふまえ、令和2年4月27日付けの診断会議に諮った。診断会議の論点及び結果は以下の通りである。

論点：法第25条第1項に基づく職権保護について

結論：法第25条第1項に基づき、職権にて保護を開始することとする。

その際法第63条に基づく費用返還義務を通知すること。

エ 令和2年5月7日、法第63条に基づく費用返還義務についての通知を送付した。返還対象については①保護申請日以降に支払われる老齢基礎・厚生年金について②保護申請時における最低生活費の50%以上の預貯金等。

オ 令和2年5月28日、病院の相談員よりICUから一般病棟に移ったと連絡がなされた。相談員によると、退院後は一人暮らしでの生活は難しいと思われるので、老人保健施設や有料老人ホームへの入所が望ましいが、親族がいないようであれば後見人を申し立てる必要があるとのことであった。それを受け、調査員より「保護開始時の病状調査には認知症との記載がなく、好ましい退院先として障害者施設との記載があり、主治医と相談員の見解に相違がある」と指摘し、「認知症の診断がなければ、後見人の申し立ては困難ではないか」と伝えると、主治医に確認をしてみると回答がなされた。

カ [REDACTED]職員より連絡あり。[REDACTED]から請求人の成年後見市長申し立てについての依頼があったため、今後[REDACTED]の方で市長申し立てが必要かどうかを判断していくことになるとのことであった。

キ 資産調査を進めていた中、本人名義の土地及び建物を保有していることが判明したため、令和2年6月4日、法第63条に基づく費用返還義務についての通知を送付した。（内容：本人名義の不動産を売却した場合の売却金について）

ク [REDACTED]課長より成年後見市長申し立てを検討するにあたり、本人及び親族の状況把握が必要であるとして資料提供の依頼があったため、令和2年6月25日に資料を送付した。

ケ 令和2年9月（日付については記録なし）、関係機関より請求人が特別定額給付金10万円を受給したとして情報提供されたため、令和■年■月■日付け[REDACTED]（1）に基づき、当該収入については収入として認定しないものとした。

コ 令和2年9月9日、病院からの病状調査の結果及び相談員に生活状況を聴取した結果、請求人は要介護4の判定があり、██████の症状が見られ、全介助が必要な状況で単身での居宅生活は難しい。以上のことから居宅での生活は困難で他者の見守りを必要としているとして施設入所の承認を得た。

サ 令和2年9月25日、審査請求人代理人(以下「請求人代理人」という。)が福祉事務所に来庁し、令和2年9月11日に後見開始が確定したとして書類の提出がなされた。請求人代理人から、現時点では請求人の資産等は不明であるとの報告と、保護開始時から請求人に支給している保護費についての質問がなされた。担当ケースワーカーより、金額については8月末時点で生活費185,395円、医療費が9,122,000円かかっていることを伝えた。それを受け、医療費については今後法第63条に基づく費用返還請求をされても、本来1割負担で済むところを10割負担で返すことは納得できない。費用返還請求がなされれば不服申し立てをするつもりであるが、その前に何等かの方法があれば教えてほしいとの質問があったため、担当ケースワーカーより会議に諮った上で回答する旨を伝えた。

シ 請求人代理人から質問を受けたことについて、令和2年10月14日付けの診断会議に諮った。

論点：医療費10割の費用返還請求について、

案①法第63条に基づき全額決定し、かかった経費については自立更生計画書を提出させる。

案②法第63条に基づき、後期高齢者医療の医療費1割で決定する。

案③医療費について、法第63条に基づく返還決定をしない。

上記の案を提案し、結論については以下の通りである。

結論：案②、③については根拠がないことから適用不可。医療費については10割費用返還請求をする。ただし、法第63条の決定については、まず受給中の年金額について決定し、資産については売買成立後決定する。その際自立更生を認める項目については再度診断会議に諮ること。また、生活保護廃止日については、請求人代理人が請求人の預金をいつ動か

せるようになるかを確認の上決定すること。

ス 令和2年10月19日、請求人代理人が来庁し、請求人の預金を動かせるようになったとして通帳のコピーが提出された。通帳及びキャッシュカードが請求人代理人の手元に届いたのは10月1日であるとのことから、令和2年10月1日付けで生活保護の廃止をすすめることになる旨を伝えた。また、請求人の通帳を確認すると保護申請時の預貯金として5,678,353円あることが判明したため、今後は①保護受給中の年金額②保護申請時の預貯金額③不動産売買後の受領額に対して法第63条に基づく費用返還命令をする予定であること、返済については分割返済にも応じられることを伝えた。

セ 令和2年10月28日、請求人代理人が請求人の預金を動かせるようになったと確認できたことから、資産活用が可能となったため、令和2年10月1日付けで生活保護廃止の決定をした。

ソ 令和2年11月16日、法第63条に基づく費用返還命令の通知をする。内容については、①保護受給中に得た企業年金67,067円②保護受給中に得た国民厚生年金887,551円。

タ 令和2年11月30日、請求人代理人が来庁し、決定済みの上記返還金について、一括納付が困難であるため分割納入してほしい旨の債務履行延期申請書が提出されたため、令和2年12月4日付けで各債権を5,000円／月の分割で、合わせて10,000円／月とする債務履行延期承認通知書を送付した。

チ 令和3年3月26日付けの診断会議において、以下のことを論点として会議に諮った。

論点：保護申請時の預貯金額について法第63条に基づく費用返還決定について

結論：自立更生を考慮することについては、現状施設入所及び自宅の売買の目処が立っていないことから、保護申請時の預貯金額5,678,353円から保護開始時の最低生活費23,110円の50%を控除した、5,666,136円について法第63条に基づく費用返還を決定すること。

ツ 令和3年3月30日、上記の費用返還命令書を送付した。

テ 請求人代理人より令和■年■月■日付け、本件通知書で通知した本件処分に対して、令和3年6月25日付けで審査請求がなされた。(令和3年9月3日、当課受理)

(3) 処分の理由について

法第63条に基づき保護開始後判明した預貯金について、令和■年■月■日付け、本件通知書にて費用返還命令の通知をしている。

本件は生活保護開始時、請求人の申請意思の確認が不可能であったため、法第25条第1項に基づき職権にて保護を開始した。その後、請求人に成年後見人が付いたことから請求人の資力が明らかになつたため、法第63条に基づき保護に要した費用の範囲内で費用返還命令を通知している。

当該処分を決定するにあたっては、前記(2)シの診断会議において資力発生額について検討をしており、令和2年6月8日東京高裁にて他自治体における法第63条に基づく費用返還請求処分取り消しの判決もあったことから、医療費10割分を資力発生額とすることについては慎重に議論した。その上で医療費を10割ではなく、請求人が生活保護ではなかつた場合の医療費相当額である1割請求とすることに関しては法的な根拠がないことから、実際に保護に要した額である10割分を請求すると結論づけている。

また、当該処分を決定するまでの間、請求人が施設への入所や土地の売買の際に経費が掛かるのであれば、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号）」1－(1)－④に基づき、自立更生費用として控除することを考慮していたが、施設入所や土地の売買はいつになるか目処が立っていないと請求人代理人より話があったこともあり、前記(2)チの診断会議において当該処分を行う決定をしている。

以上のことから、請求人に対する本件処分は適法である。

(4) 請求人の主張について

「詳細は別途主張いたします 口頭意見陳述を希望します」と記載があることから回答できない。

3 請求人の反論

請求人は、今回の職権による生活保護の決定、あるいは、生活保護の費用返還の決定において、明らかな不利益を被っている。

請求人代理人が、通帳を持参し提出するまでのあいだ、預貯金の調査は一切行われておらず、その把握のないまま職権により生活保護が決定されている。

請求人は、長年にわたり、健康保険料を支払い、年金保険料を支払い、貯金をしていた。それにより、『後期高齢者医療被保険者（負担割合1割）』であり、『月額約15万円の年金』を受給しており、『約600万円の預金』が
にあった。

請求人代理人は、上記の事実を病院に伝えれば、成年後見人が就くまでの一時、その支払いを待ってくれたのではないかと考える。

一般人である請求人代理人が、比較的容易に調査し把握することができた金融機関調査もせずに、職権により生活保護が決定されたことはあまりに安易なことである。

民である、請求人のことより、病院の取りっぱぐれがないようにすることを優先したように感じる。

請求人代理人は、担当ケースワーカー（場合によりその上司）と複数回にわたり協議を行った。

審査請求をすることが可能な期日が迫っていたため、それまでに、それを回避し納得のいく結論を導くことを目的としていた。

そして、①『全額、法第63条に基づく費用返還を受け入れ、月額1万円等の分割支払いを一生続ける』か、②『年金部分に対してのみ、法第63条に基づく費用返還を受け入れる』かの選択となった。①の場合、当然、生存中に全て払いきることができないであろうことも、担当ケースワーカー及びその上司に確認し、それでもその分割払いを認めるとのことを確認した。

請求人代理人は、②の場合であっても分割支払いは可能かを質問した。可能であるとの回答を得たため、②を選択した。

この結論を経て、担当ケースワーカーに、『今後、担当が代わったとしても、この結論内容は確実に引き継ぐこと』を依頼した。回答として、承諾を得た。

今回、当該費用返還が決定されたことは、終わったことを蒸し返された思い

であり、協議内容や協議結果を一方的に無視されるものであり甚だ遺憾であり困惑している。

担当ケースワーカーの面談の最初から、審査請求が可能な期日が迫っている旨は相談内容の一つとして伝えていた。その期日を過ぎさせることを念頭に置いた虚偽の説明をされていたのではないかとの疑惑すら頭をよぎり残念である。

4 処分庁の再弁明

(1) 前記3記載の「一般人である請求人代理人が、比較的容易に調査し把握することができた金融機関調査もせずに、職権により生活保護が決定されたことはあまりに安易なことである。」について、請求人は生活保護調査時急迫状態にあったため、処分庁が法第4条第3項及び法第25条第1項に基づき職権にて保護を開始しており、請求人から同意が得られていないことから平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知3-(3)に基づき、法第29条に基づく金融機関調査を行うことは不可能であった。

(2) 前記3記載の「①『全額、法第63条に基づく費用返還を受け入れ、月額1万円等の分割支払いを一生続ける』か、②『年金部分に対してのみ、法第63条に基づく費用返還を受け入れる』かの選択となつた。」について、処分庁は、前記2(2)スに記載のとおり伝えており、同ソ及びツの処分を行っている。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨3のとおり、請求人は、今回の職権による保護の決定、あるいは、生活保護の費用返還の決定において、明らかな不利益を被っている旨主張しており、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

2 認定事実

(1) 請求人は、令和2年4月14日、室内で倒れているところを発見され、救急通報により、[REDACTED]へ救急搬送となり[REDACTED]と診断された。同

病院は、請求人は搬送時意識が朦朧としており、後期高齢者医療保険者証（1割負担）を持っていたものの手持金はなく、意思疎通ができなかつたことから処分庁に対し請求人の保護を依頼した。

(2) 処分庁の職員は、令和2年4月17日、請求人が搬送された病院を訪れ、請求人に対し、生活保護の申請意思の確認を試みたが、請求人は意識が朦朧としていて寝たきりの状態で、動いたり言葉を発したりすることはできず、意思の確認が不可能な状態であった。

(3) 処分庁は、法第25条第1項の規定により令和2年4月14日付けで職権により請求人の保護を開始した。請求人は保護開始時において、5,678,353円の預金（以下「本件預金」という。）を有していた。

(4) 令和2年8月25日、請求人について後見が開始され、成年後見人として請求人代理人が選任された。

(5) 処分庁は、令和2年10月1日付けで請求人の保護を廃止した。

(6) 処分庁が請求人に対し保護開始から保護廃止までに支給した保護費は次のとおりである。

生活扶助 222,255円

医療扶助 11,084,410円

(7) 処分庁は、令和2年11月16日、請求人に対し、法第63条の規定により、次のとおり、費用の返還を命じた。なお、アは、同年4月分の医療扶助として支給した保護費のうち67,067円の返還を求めるものであり、イは、生活扶助として支給した222,255円及び同月分の医療費として支給した保護費のうち665,296円の保護費の返還を求めるものである。

ア 返還すべき金額 67,067円

返還すべき理由 保護受給中に企業年金収入があったため

イ 返還すべき金額 887,551円

返還すべき理由 保護受給中に国民厚生年金収入があったため

(8) 処分庁は、令和■年■月■日、請求人に対し、法第63条の規定により本件処分を行い、次のとおり、費用の返還を命じた。なお、処分庁は、本件預金の総額から請求人に係る最低生活費24,435円の5割にあたる

12,217円を控除して返還すべき金額を決定した。

返還すべき金額 5,666,136円

返還すべき理由 保護開始後に預貯金が見つかったため

(9) 請求人代理人は、令和3年6月25日に本件審査請求を提起した。

(10) 本件審査請求の審理手続において、請求人代理人からの申立てを受け、令和3年12月7日に請求人に係る口頭意見陳述を実施した。

3 法の仕組み

(1) 職権による保護の開始について

保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならないと規定されている（法第25条第1項）。

(2) 費用返還義務について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（保護の補足性（法第4条第1項））、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定されている（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されている（法第63条）。

(3) 返還額の決定について

法第63条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。同条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、まず自身の資産を活用することを求め

る保護の補足性の原則（法第4条第1項）を踏まえて、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつも、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長するという法の目的（法第1条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。

そして、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産、収入の状況、地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、その決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（東京高裁令和2年6月8日判決参照）。

（4）医療扶助と法第63条の適用について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問11－4は、下記アの問に対し、下記イのとおり回答している。

ア（問）医療費の支払い困難を理由として保護申請があったが、調査の結果、保有の認められない土地（処分価値は高い）を保有していることが判明した。本人の事情を聴取したところ売りに出しているがなかなか買い手が現れないとのことであった。

急迫保護として法第63条の適用を前提として保護を開始することも可能な状態であるが、本人は国民健康保険に加入しており、生活保護を適用すると10割額の医療費相当の保護費を返還されることとなることから、かえって本人の自立を損う場合もあると考えられる。このような場合はどのように取り扱うべきか。

イ（答）法第63条の適用を前提に保護を開始した場合、資産売却時にそれまで受給した保護費全額が返還させるべき保護費の対象となるが、国民健康保険に加入していれば高額な医療費が必要となっても自己負担

は高額療養費自己負担限度額までである。

したがって、設問のような場合はお見込みのとおり、生活福祉資金制度等を活用することによって保護を受ける必要がなく、また、その方が本人の自立にも役立つ場合が少なくないと思われる。

しかし、やむを得ない事情により保護を必要とする場合には、とりあえず保護を行い、かかる後法第63条によって費用の返還を求めることとなるが、この場合、本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し事前に理解を得ておくことが適当である。

- (5) 保護開始時の手持金の認定について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第10の10-2答の1は、保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とすると規定している。
- (6) 入院患者の基準生活費の算定について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第7-2(3)アによれば、病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこととされ、同クによれば、入院患者日用品費は、原則として「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日付け厚生省告示158号。以下「保護の基準」という。)別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額を計上することとされている。
- 保護の基準別表第1第3章の1の(2)は、入院患者日用品費は、病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。）に1箇月以上入院する者について算定するとされ、同(1)は、入院患者日用品費の基準額を23,110円以内と定めている。
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)は、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は後期高齢者医療の被保険者としない旨定めている(同法第51条第1号)。

4 あてはめ

- (1) 前記2(3)のとおり、請求人は、保護開始時である令和2年4月14日

当時、本件預金を有しており、前記2(6)のとおり、処分庁は、請求人に対して、同日以降保護費を支給していたことから、請求人は、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に当たり、請求人は、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

そして、法第63条の規定による返還額は、原則として、資力を限度として支給された保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

前記2(6)のとおり、令和2年4月14日から保護廃止日までに請求人に支給された保護費の合計は、11,306,665円であるが、前記2(7)のとおり、954,618円（67,067円+887,551円）は既に返還決定がなされているから、当該決定分を除いた場合、支給された保護金品の額は10,352,047円となることが認められる。とすると当該支給された保護金品が資力（本件預金）を上回るから、資力の限度である5,678,353円が原則として返還を要すべき額となる。

もっとも、前記3(3)のとおり、返還額の決定にあたっては、処分庁に裁量が認められるが、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができ、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解される。

そこで、本件において、処分庁の判断に不合理な点がないか以下検討する。

(2) 資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要するとすることが法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得るということができる。そして、行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法（平成5年法律第88号）第13条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容

を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである（東京高裁令和2年6月8日判決及び前記3（4）参照）。

本件において、前記2（1）、（2）及び（4）のとおり、請求人は、意思疎通ができない状態にあり、成年後見を要する状況にあったというのであるから、保護の開始に伴い、将来予定される返還決定によって生じる不利益の内容について説明を尽くすのは、そもそも不可能又は困難な状況にあり、この点について請求人の理解が得られていたとは認めがたい。

請求人にあっては、保護決定により、後期高齢者医療の被保険者から除外され、給付される医療扶助について、将来その全額の返還を求められ、著しい経済的不利益を被ることとなりうるのに、同人の意思とは関係なく保護決定され、その結果、後期高齢者医療の適用除外となって多額の医療費が発生している。また、仮に減額がないまま医療扶助全額の返還を命じられるとすれば、保護が開始されなかった場合と比較して、何らの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じるものというべきであるから、こうした事情は法第63条の返還する額を定める上で当然に考慮されるべきものと解するのが相当である。

前記（1）並びに2（6）及び（7）のとおり、返還対象となる保護金品は、医療扶助として支給された10,352,047円であり、この医療扶助の額は10割負担を前提として支給決定されたものである。そして、前記2（8）のとおり、処分庁は、支給済みの保護金品の額が、本件預金の総額から保護開始時の手持金として許容される額を控除した額（以下「本件資力」という。）を上回るとして、単に、本件資力である5,666,136円を本件処分の返還額として決定しているものと認められる。

しかし、前記2（1）のとおり、請求人は保護決定されなければ後期高齢者医療の被保険者として1割負担の対象者だったのであり、後期高齢者医療の被保険者のままであれば、医療費の負担は、自己負担の限度額の範囲内にとどまるのであるから、医療費の10割負担を前提として、保護費の返還請求をするとその負担の過大さは顕著であり、後期高齢者医療の被保

険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求めることは、本件の事情の下においては、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法又は不当があるものと言わざるを得ない。

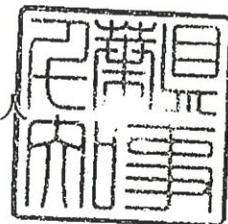
(3) したがって、本件処分は裁量権の逸脱があったものとして違法又は不当であるから、取消しを免れない。

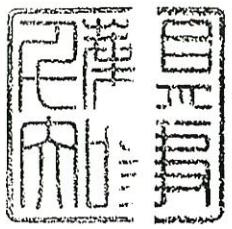
5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

令和4年3月15日

千葉県知事 熊谷俊人





(一)

(二)